

被扶養者認定に必要な添付書類

下記表よりそれぞれに必要な該当書類番号の書類を提出してください。複数の項目に該当する場合もありますのでご注意ください。
なお、提出書類に不足または不備がある場合は、別書類の提出を依頼することがあります。

対象者の 年間収入	対象者の 年齢	対象者の状況				書類番号
届出日以降 1 年間に 見込まれる 収入がない	18歳未満	出生児				不要
		被保険者入社時における実子及び養子				不要
		上記以外の子				①
	18歳以上	届出日以前から収入がない				① ②
		届出日以降、収入が なくなった	届出日まで に退職した	雇用保険 加入者	失業給付を受給しない	① ② ④ ⑧
					失業給付の受給延長	① ② ⑥ ⑧
					失業給付の給付制限中	① ② ③ ⑧
					失業給付の受給終了	① ② ⑦
					失業給付の受給資格なし	① ② ④または⑤
			雇用保険未加入者		① ② ⑨	
農林水産業、自営業等の廃業、倒産		① ② ⑩				
その他の収入（※１）がなくなった		① ② 収入がなくなったことが分かるもの				
届出日以降 1 年間に 見込まれる 収入がある	0歳以上	給与収入 がある	労働契約の 新規締結・ 更新を契機 に届出	収入が給与のみで、今後 1 年間の収入を見込める 労働契約内容が分かる書類がある		① ⑪ ⑫
				収入が給与のみで、今後 1 年間の収入を見込める 労働契約内容が分かる書類がない（※２）		① ② ⑫ ⑬（※３）
			労働契約の 新規締結・ 更新以外を 契機に届出	昨年に引き続き、直近の課税（非課税）証明書に 記載の給与が収入基準内である		① ② ⑭
				専従者給与受給者		① ② ⑯
				給与以外の収入がある		① ② ⑫ ⑭
				人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的な収 入変動により収入基準を満たしていない		① ② ⑬ ⑮
		公的年金収入がある				① ② ⑰
		給与・公的 年金以外 の収入があ る	雇用保険 失業給付を受給（基本手当日額が収入基準内）		① ② ③ ⑧	
			各種手当金を受給（支給日額が収入基準内）		① ② ⑳	
			自営業者		① ② ⑱	
			自営業等で確定申告をする必要が無い		① ② ⑲	
			その他の収入がある		① ② ⑱ ⑲ ⑳の該当するもの	
		該当する方は 上記に追加で 添付	配偶者または実子及び養子以外の申請者			
被保険者と別居している申請者（単身赴任及び進学による別居は除く。）				㉕		
被保険者と別居している学生の申請者				㉖		

※１ その他の収入とは、株式配当、預貯金利子、個人年金（生命保険等）、不動産賃貸料等、実質収入と認められるものです。

※２ 今後１年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類がない、または給与以外の収入がある対象者については、健康保険組合が期限必要と認めた場合は、期限付認定とします。

※３ ㉔で算出でき得る年間収入が収入基準を超過する場合は、㉕の提出が必要です。

なお、㉔による年間収入の算出方法は、「参考」ページをご確認ください。

書類 番号	必要提出書類	発行場所
①	認定対象者状況届	－
②	課税（非課税）証明書（収入金額を記載しているもの） ※発行 3 ヶ月以内のもの。6 月以降の申請時には新年度分を提出	市区町村役場等
③	雇用保険受給資格者証（写）または雇用保険受給資格者通知書（写）	ハローワーク
④	雇用保険被保険者離職票 1、2（写）	退職前事業主
⑤	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）	退職前事業主
⑥	受給期間延長等通知書（写）	ハローワーク
⑦	雇用保険受給資格者証（写）（支給終了の印字があるもの）	ハローワーク
⑧	雇用保険の失業給付に係る誓約書	－
⑨	退職及び雇用保険未加入証明書（写） または源泉徴収票（写） （退職日の記載があり、社会保険料欄が 0 または空欄であるものに限る）	退職前事業主
⑩	個人事業の開業・廃業等届出書の本人控え（写） または廃業証明書（写）または使用収益移転証明書（写）	所管の税務署 または市区町村役場等
⑪	給与収入のみである旨の申立書	－
⑫	労働条件通知書等（写）	事業主
⑬	労働契約の新規締結日または更新日から届出日までの給与明細（写）	事業主
⑭	届出日が属する年の 1 月から届出日までの給与明細（写）または給与支払証明	事業主
⑮	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	－
⑯	確定申告書 第二表（写）	－
⑰	改定通知書（写）または振込通知書（写）	日本年金機構、各共済、各年金基金
⑱ (※ 4)	確定申告書 第一表および第二表（写）	－
	所得税青色申告決算書（写）または収支内訳書（写）	
	その他確定申告の際に提出した上記以外の書類全ての（写）	
⑲	確定申告が必要でないことを確認できるもの（住民税申告書）	－
⑳	支払調書（写）	－
㉑	支給決定通知書（写）	各手当金の支給元（保険者等）
㉒	世帯全員の住民票（原本）（発行 3 ヶ月以内のもの）（別居の場合は別居先のもの）	市区町村役場等
㉓	送金額証明	－
㉔	在学証明書（写）または学生証（写）	学校

※ 4 ⑱の提出書類で判断できない場合、「自営業者等である家族の申請にかかる直接的必要経費の申告書」等、他の書類の提出を求めることがあります。

参考

収入基準について

被扶養者として認定できる「収入基準」とは、下記のとおりです。

認定対象者	年間収入	月額	日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
被保険者の配偶者を除く 19歳以上23歳未満	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上及び概ね障害年金の 受給要件に該当する障害者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類」について

「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類」とは、時給・労働時間・日数等を用いた下記の式で年間収入を算出できる書類をいいます。

$$\text{時給 (x)} \times \text{労働時間/日 (y)} \times \text{年間日数 (z)} + \text{交通費等諸手当 (\alpha)} > \text{収入基準}$$

下記のような労働契約内容の場合、年間収入を算出できないため「今後1年間の収入を見込める労働契約内容が分かる書類がない」に該当します。

- 「シフト制による」・・・労働時間/日 (y) や年間日数 (z) を見込めない。
- 契約期間が1年未満・・・年間日数 (z) を見込めない。
- 記載内容に幅がある
 - (例1)「1日3～5時間」・・・労働時間/日 (y) を見込めない。
 - (例2)「月18日まで」・・・年間日数 (z) を見込めない。
 - (例3)「交通費あり」「△△手当1日5,000円まで」等・・・+αを見込めない。

なお、労働契約通知書等に記載されている最大値を上記の式で計算した結果、年間収入が基準以内であることを見込める場合は、被扶養者として認定する可能性があります。

* 60歳未満の認定対象者の場合

	時給 (x)	労働時間 (y)	年間日数 (z)	諸手当 (α)	認定に必要な添付書類
労働契約内容	1,500円	3時間/日	週4日程度 (年間日数208日)	なし	1,500円×3時間×208日 = 936,000円 (収入基準以内) 書類番号①②⑫を添付
	1,500円	5時間/日以内	月17日まで (年間日数204日)	交通費 月2,000円 (年間24,000円)	1,500円×5時間×204日 + 24,000円 = 1,554,000円 (収入基準超過) 書類番号①②⑫⑬を添付